

1 修了要件

当法科大学院を修了するためには、以下2要件を両方とも満たさなければなりません。

1. 所要単位数(☞以下(1))を修得すること。
2. 最終年次(長期履修学生にあつては長期履修3年目および4年目の通算)のGPA(☞2-(2))が1.50以上であること。

(1)所要単位数

以下のとおり、入学年度および法学未修者、法学既修者の別により異なりますので、十分注意してください。

【2014年度以降入学生】(修了所要総単位数:93単位以上)

- (1) 法律基本科目群の実定法基礎科目にある必修科目 38単位
(法学既修者は、このうち1年次配当科目の30単位を修得したものとみなされます。)
および実定法発展科目にある必修科目24単位はすべて履修
- (2) -1 法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目3単位はすべて履修
-2 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目6単位はすべて履修
-3 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから
1単位以上を履修
-4 法律実務基礎科目群の法務臨床科目にある選択必修科目のうちから
4単位以上を履修
- (3) 基礎法学・隣接科目群にある選択必修科目のうちから4単位以上を履修
- (4) 展開・先端科目群にある選択必修科目のうちから13単位以上を履修

【2013年度入学生】(修了所要総単位数:96単位以上)

- (1) 法律基本科目群の実定法基礎科目にある必修科目 36単位
および実定法発展科目にある必修科目26単位はすべて履修
- (2) -1 法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目3単位はすべて履修
-2 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目6単位はすべて履修
-3 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから
1単位以上を履修
-4 法律実務基礎科目群の法務臨床科目にある選択必修科目のうちから
4単位以上を履修
- (3) 基礎法学・隣接科目群にある選択必修科目のうちから4単位以上を履修
- (4) 展開・先端科目群にある選択必修科目のうちから16単位以上を履修

【2012年度入学生】(修了所要総単位数:95単位以上)

- (1) 法律基本科目群の実定法基礎科目にある必修科目 35単位
および実定法発展科目にある必修科目26単位はすべて履修
- (2) -1 法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目5単位はすべて履修
-2 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目6単位はすべて履修
-3 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから
2単位以上を履修
- (3) 基礎法学・隣接科目群にある選択必修科目のうちから4単位以上を履修
- (4) 展開・先端科目群にある選択必修科目のうちから17単位以上を履修

(2)「在籍」・「在学」・「休学」の各年限

【在籍】

入学してから、退学、修了等により本学の学籍がなくなるまでの全期間、すなわち「在学」期間と「休学」期間を合わせた期間を「在籍」期間といいます（「在学」および「休学」の意味については以下を参照）。在学年限は5年（法学既修者の場合4年）、休学は3年まで可能ですので、在籍期間は最長で8年（法学既修者の場合7年）になります（長期履修学生の場合も同じ。）。

未修者	在籍期間最長8年 = 在学期間最長5年+休学期間最長3年
既修者	在籍期間最長7年 = 在学期間最長4年+休学期間最長3年

（長期履修学生の場合も同じ。）

【在学】

全在籍期間から「休学」期間を除いた期間を「在学」期間といいます。

当法科大学院の標準修業年限は3年です（法学既修者はこのうち最初の1年在学したものとみなされます。）。長期履修学生の修業年限は4年です（法学既修者の長期履修学生は、このうち最初の1年在学したものとみなされます。）。

留年した場合には、最長5年（法学既修者にあつては4年）まで在学できます（在学年限）。

長期履修学生の場合も在学年限は同じく5年（法学既修者の長期履修学生にあつては4年）です。

当法科大学院を修了するためには3年（法学既修者にあつては2年、長期履修学生のうち未修者にあつては4年、法学既修者にあつては3年）以上在学し、在学年限内に上記(1)の要件を満たさなければなりません（例えば2カ月間休学した場合には、最短での修了は、入学から3年後の3月末日ではなく、2カ月後の同年5月末日から近い方の年度途中修了日となります。）。

〔年度途中修了日〕

- ◆ 2012年度(3学期制)入学生:7月27日、11月30日
- ◆ 2013年度以降(2学期制)入学生:9月25日

【休学】

休学は2カ月以上の月単位で、合計3年まで可能です。休学期間中は当法科大学院の科目を履修することはできません。休学期間は、在学期間に算入されません。復学すれ

ば、当法科大学院の科目を履修することができる「在学」の状態に戻ることができます。休学・復学を希望する場合は、法科大学院内情報サイトにある書式を利用して、必要事項を記入の上、担当教員（各学生の担当教員は別途掲示にてお知らせします。）と面談した上認印を受け、開始希望日の1カ月前までに3階事務室（29頁参照。以下同じ。）に直接持参して提出してください。

休学が長期化する場合（例えば、2年以上連続して休学する場合）、再入学制度（[10](#)）の利用をご検討ください。

2 進級要件

(1) 所要単位数

下記のとおり、入学年度および法学未修者、法学既修者の別により異なりますので、十分注意してください。

注)《 》内は長期履修の場合を示します。

【2014年度以降入学法学未修者】

- ・ 1年次：履修年次を1年次とする必修科目31単位中20《17》単位以上修得
- ・ 2年次：履修年次を2年次とする必修科目27単位中17《11》単位以上修得

【2014年度以降入学法学既修者】

履修年次を法学既修者1年次とする必修科目28単位中17《11》単位以上修得

【2013年度以前入学生】

- ・ 1年次：履修年次を1年次とする必修科目(2013年度入学生については34単位、2012年度入学生については33単位)中21《17》単位以上修得
- ・ 2年次：履修年次を2年次とする必修科目24単位中15《11》単位以上修得

(2) 共通到達度確認試験

2019年度より共通到達度確認試験が実施されます。2019年以降入学法学未修1年次生(入学時から長期履修学生であった者を除く。)は、1年次の年度末に必ず同試験を受験し、60%以上の正答率を得ること、60%以上の正答率を得られなかった科目がある場

合または本試験の全部または一部科目を欠席した場合には、本学学習システムmanabaに搭載された同試験の該当科目を受験し80%以上の正答率を得ることが、2年次への進級要件となります。

1年次原級留置者の中で、前年度までに本試験を受験し、60%以上の正答率を得ていた者に対しては、2年次への進級時直前の同試験の受験を免除します。

2019年以降入学法学未修者1年次生のうち入学時から長期履修学生であった者は、2年次から3年次への進級段階で上記要件が課されますが、既に1年次年度末に本試験を受験し、60%以上の正答率を得た者に対しては、2年次から3年次への進級時直前の同試験の受験を免除します。

2019年度実施日程:2020年1月12日(日)

出題科目:憲法・民法・刑法

出題形式:短答式

受験料:1万円

受験手続、受験料の納入方法その他詳細については追って別途掲示します。

(3)GPA

まず、その年次で履修した各科目の単位数に、その科目で得た成績評価に対応する点数(Grade Point[下表のとおり。])を乗じた数を、それぞれ算出します(例えばある2単位科目の成績がA[3点]であった場合、 $2 \times 3 = 6$ 、また、ある1単位科目の成績がB[2点]ならば、 $1 \times 2 = 2$ 。)

成績評価	点数(Grade Point)
A+	4点
A	3点
B	2点
C	1点
D	0点

その年次で履修登録した全ての科目(注1))の上記数値(各科目の単位数 × Grade Point)の総和を、その年次で履修登録した全ての科目の単位数の総和で除した数値(Grade Pointの1単位当たりの平均値)がGPA(Grade Point Average)です。次の年次に進級するためには、前の年次のGPAが1.50以上であることを要します。GPAについての算出等の相談は、ご自身の学生担当教員と面談を行って確認を進めてください。

- 注1) 履修登録した授業科目は、以下注2)所定の科目を除き、途中で履修放棄した科目も含め全てGPAの計算に入りますので、履修登録に際しては十分に注意してください。
- 注2) 「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」、「基礎ゼミⅢ」、「法曹実務基礎」「法学基礎ゼミ」(これらに加え、2012年度入学生については「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」)については、合格(P)・不合格(F)のみによる評価となり、これらの科目の成績はGPAの計算には含まれません(ただし「法曹実務基礎」の単位数は、1-(1)所定の修了要件単位数および2-(1)所定の進級要件単位数に算入されます。また「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」の単位数は、1-(1)所定の修了要件単位数に算入されます。)。なお、既にこれらの科目を履修し、A+～Dいずれかの評価がなされている場合には、これらの科目もGPAの計算に含まれます。
- 注3) 甲南大学法科大学院の授業科目「登記実務」、「政策法務」、金沢大学法科大学院の授業科目「紛争とその法的解決Ⅰ」並びに企業法学専攻の授業科目「企業会計法」、「コーポレート・ファイナンス」、「不正競争防止法」、「商標法」については、GPAの計算に含まれません。

(4)原級留置の場合

進級または修了をするために必要な要件を満たすことができなかつた場合には原級留置(留年)となり、元の年次に留まることとなります。この場合、既に当該年次で修得した単位を無効とはせず、同じ年次生としてもう一年度過ごし、必要な科目の履修を行って進級・修了要件を満たす必要があります。なお、以前の年度に履修したことのある科目の再履修については3 - (3)で説明します。

3 履修登録

(1)履修登録単位数の上限

各年度において履修登録できる単位数の上限は、以下のとおりです。これには、以前履修してC,DまたはFの評価を受けたため再度履修する科目(以下(3)を参照)の単位数を含みます。この上限を超えた登録は認められませんので十分注意してください。

下記以外の学生	各年度とも36単位 (ただし最終年度に限り44単位)
長期履修学生	各年度とも27単位 (ただし最終年度に限り33単位)

(2)履修申請期間

授業科目を履修して単位を修得するためには、所定の履修申請期間に履修登録手続を行う必要があります。期間を過ぎてからの追加登録および登録削除は原則として認めませんので十分に注意してください。いったん履修登録した科目の削除は、履修登録期間内に限り可能です。

授業開始時期	履修申請期限
●2019年度登記実務※ (3年次のみ履修可)	2019年 3月 18日～
●2019年度紛争とその法的解決 I ※ (2・3年次履修可)	2019年 3月 23日
●2019年度刑事模擬裁判※ (3年次のみ履修可)	2019年 3月 18日～ 2019年 4月 2日
●2019年度春Aモジュール開始科目	2019年 4月 20日 (但し、5月11日開始の『自治体法務』 については、5月21日)
●2019年度春Bモジュール開始科目 ●2019年度リーガルクリニック (通年科目)	2019年 5月 30日
●2019年度春Cモジュール開始科目	2019年 7月 13日
●2019年度夏季開始科目	2019年 8月 24日
●2019年度政策法務※ (3年次のみ履修可)	2019年 9月 2日～ 2019年 9月 7日
●2019年度民事模擬裁判※ (3年次のみ履修可)	2019年 9月 11日～ 2019年 9月 26日
●2019年度秋Aモジュール開始科目	2019年 10月 14日
●2019年度秋Bモジュール開始科目	2019年 11月 18日
●2019年度秋Cモジュール開始科目	2020年 1月 9日
●その他の科目	※別途掲示等によりお知らせします

※科目については、別途、所定の書式により申請を行ってください。

- 注1) 担当教員未定科目については、別途履修申請期間を設ける場合がありますので、
掲示等に注意してください。
- 注2) 必修科目以外の科目で履修登録者が50名を超えた場合については、適正な授業規
模の維持を目的として、履修者数の調整(抽選)を行う場合があります。
- 注3) 企業法学専攻の授業科目「企業会計法」、「コーポレート・ファイナンス」、「不正競争
防止法」、「商標法」の履修申請は、企業法学専攻の内規によります。

(3)以前履修した科目の再履修

以前履修登録したことのある科目のうち、成績がC,DまたはFであった場合に限り、後の年度に再履修することができます。

- D評価を受けた科目につき、再履修してC評価以上の評価を受けた場合には、再履修した年次に、当該科目の修得単位数と当該評価に対応した点数(GPAの基礎となるGrade Point)を得ることになります。
- C評価を受けた科目につき、再履修してCまたはD評価を受けた場合には、再履修した年次に、当該科目の修得単位数と点数には変更がないものとします。
- C評価を受けた科目につき、再履修してB評価以上の評価を受けた場合には、①同一年次に再履修した場合(原級留置の場合)、当該年次の修得単位数には変更がないものの(進級・修了要件単位数に重ねて算入されることはありません。)、点数については当該評価に対応した点数を得ることになりこれがGPA計算の基礎となり(例えば、2単位科目C→Bとなった場合、単位数に変更がなく点数が2アップします)、②次年次以降に再履修した場合、再履修した年次の修得単位数と点数に変更が生じこれがGPA計算の基礎となります(例えば、2単位科目C→Bとなった場合、単位数が2単位、点数が4、それぞれアップします。)。ただし、いずれの場合も再履修により、進級・修了要件の単位数が増加することはありません。

なお、C評価であった科目を再履修する場合、法科大学院内情報サイトにある書式を利用して履修申請を行う必要があります。この場合も履修申請期間は(2)のとおりです。

(4)当法科大学院入学前に大学院で修得した単位の認定

2019年度入学法学未修者(既に1年次配当の実定法基礎科目の30単位分を免除されている法学既修者については、さらにこの扱いは認められません。)が当法科大学院に入学する以前に本学大学院または他大学の大学院において履修した授業科目が、当法科大学院開設科目の必修科目以外の科目に相当し、かつ当法科大学院の対応科目の授業内容と実質的に重複する場合、申請により10単位を上限として当法科大学院における対応科目の単位を修得したものとみなすことがあります。なお、当法科大学院入学前に科目等履修生として「基礎ゼミⅠ」または「基礎ゼミⅡ」を履修している場合、それらの科目は「選択科目」であるため、2～3頁所掲の修了要件単位(全ての「必修科目」および一部の「選択必修科目」の単位)には含まれません。

申請時期は入学直後の一回のみとなりますので、希望する新入生は、法科大学院内情報サイトにある書式を利用して必要事項を記入し、関係書類(以前の大学院のシラバス、成績証明書等)を添付の上、2019年4月19日(金)までに、3階事務室にメール(law-school@un.tsukuba.ac.jp)にて申請してください。なお、申請が認められるためには、以下2要件のいずれも満たす必要があります。

- 1 以前単位修得した科目と当法科大学院科目の授業内容が十分対応する旨、当法科大学院科目担当教員および教員会議が認めたこと。
- 2 以前単位修得した科目の成績が、当法科大学院成績評定(以下7-(1))のA評価以上に相当するものであること。

(5)当法科大学院入学後に他の大学院等で単位を修得できる場合

以下では、法学未修者について、当法科大学院入学後に他の大学院等で単位を修得できる場合について定めています。既に1年次配当の実定法基礎科目の30単位分を免除されている法学既修者については、進級または修了要件単位数に加えることはできません(選択科目として履修することはできます。)ので、ご注意ください。

本学他専攻の授業科目を履修し、修得した単位について、10単位を上限として当法科大学院における進級または修了要件単位と認めることができます。本年度は、企業法学専攻の授業科目「企業会計法」、「コーポレート・ファイナンス」、「不正競争防止法」、「商標法」については、成績がA+またはAを取得した場合に限り、「展開・先端科目群」にある選択必修科目として、進級または所要修了要件単位数に加えることができますが、GPA算定の基礎とはなりません。

また、上記とは別に、他大学法科大学院の授業科目を履修し、修得した単位について、10単位を上限として当法科大学院における進級または修了要件単位と認めることができます。本年度は、3年次生は、甲南大学法科大学院の授業科目「登記実務」および「政策法務」(各1単位)を甲南大学の科目等履修生として、さらに2年次および3年次生は金沢大学法科大学院の授業科目「紛争とその法的解決Ⅰ」(2単位)を金沢大学の特別聴講学生として、それぞれ履修することができます。本学の学生がそれら他大学の科目を履修した場合、成績判定は「認定」(合格)または「不認定」(不合格)いずれかのみによって行われるため、法学未修者がそれらの科目を履修した結果「認定」を得た

場合には、「展開・先端科目群」にある選択必修科目の修了要件単位数に算入されますが、GPA算定の基礎とはなりません。

(6)聴講

当法科大学院学生が、当法科大学院の開設する科目のうち必修科目以外の科目若しくは本学の他の教育組織が開設する科目のいずれかの聴講を希望する場合は、当該科目担当教員および当法科大学院教員会議の許可が得られたものに限ってこれを認めます。

なお、当法科大学院学生が、上記の企業法学の科目以外の本学の他の教育組織が開設する科目を履修することはできません。また、各科目を履修した場合とは異なり、聴講してもその科目につき成績評価および単位認定はなされません。

聴講希望者は、法科大学院内情報サイトにある書式を利用して必要事項を記入の上、各科目履修登録期限までに3階事務室に直接持参して提出してください。聴講希望科目担当教員の許可は、事務室への提出に先立ち、学生の責任において得ておいて下さい。

(7)その他履修上の注意

- (1) 各年次に配当された科目は、その年次以上の学生に限り履修することができます。上級年次の配置科目を履修することはできません(例えば、3年次生は1・2年次配当科目を履修できますが、2年次生は3年次配当科目を履修できません。)
- (2) 「リーガル・クリニック」を履修する場合には、遅くとも同じ年度に「法曹倫理Ⅰ」の履修を済ませておく必要があります。
- (3) 集中講義を行う場合、予習の時間が十分確保されるよう、実施の時期、時間割、試験日程等につき別途掲示を行います(法科大学院内情報サイトにも掲載します。)ので、十分注意してください。
- (4) 本学の他の教育組織に在籍している学生の履修または聴講を認める場合があります。当法科大学院の「展開・先端科目群」のうち一部の科目(当専攻の専任教員が担当する科目)の履修または聴講を希望する場合は、当該授業科目担当教員および当法科大学院教員会議の許可が得られた場合に限ってこれを認めています。また、本学の企業法学専攻に在籍している学生には、基礎ゼミⅠ、Ⅱ、Ⅲ、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群につきこれを認めています。

4 長期履修制度

(1)現在長期履修学生の方・長期履修への変更を検討している方共通の注意事項

・長期履修が認められるのは、長期履修許可書に記載の期間となります。

・長期履修学生が休学をする際、長期履修計画の変更を願い出て許可された場合は休学期間中を長期履修期間から除き、復学後から再度長期履修となります。つきましては、上記を希望する場合は、休学届の提出と併せて「長期履修計画変更願」を提出してください。

なお、担当教員と休学面談をする際には、長期履修計画の変更に係る相談も行いますので、長期履修変更計画書を作成のうえ、面談を受けてください。

・長期履修期間は年度単位での取り扱いとなります。年度の途中で休学・復学した場合でも当該年度は長期履修期間を1年分消化することになります。

・長期履修学生が留年をした場合、長期履修期間終了後は標準修業年限で履修する学生へと復することとなります。具体的には、授業料および履修上限単位が標準修業年限で履修する学生と同じ取り扱いになります。

・長期履修学生は、長期履修が認められた期間内は、標準修業年限での履修に復帰することはできません。

(2)入学後の長期履修への変更について

在学期間1年未満の当専攻学生は、勤務等の都合によって、標準修業年限では修了が困難と見込まれる場合には、申請に基づいて、以下1または2のいずれかの区分により、次年度から長期履修に変更できます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 1年次必修科目単位のうち17単位以上を履修し、かつGPAが1.50以上
⇒ 次年度は長期履修2年次生となります。2 上記要件を満たせなかった方
⇒ 次年度は長期履修1年次生になります。 |
|---|

・長期履修への変更を検討している学生は、上記の点も含めまして、必ず専攻専任教員に事前相談をしてください。

・長期履修への変更に係る事前相談および申請は、例年2月中旬に予定しています。1月中に長期履修学生への変更について案内が学内情報サイトに掲載されますので、そちらを確認してください。